

---

日程第9 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部  
デイサービスセンター他）

○議長（下山孝雄君） 日程第9、議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）についてご説明申し上げます。

本議案は、小野田西部デイサービス及び中新田地区の加美町障害者自立支援施設でありますクローバーハウスの指定管理者として、社会福祉法人加美町社会福祉協議会を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

社会福祉法人加美町社会福祉協議会は、ご承知のとおり加美町において豊かな地域社会づくりを目指し、住民主体を規範とした地域福祉活動やボランティア活動の推進などを実施しているほか、介護保険の指定事業者として訪問介護や通所介護などといった住民に対して直接的なサービスも行っております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理・運営を行っており、今後もこれまでの経験と実績を生かした効率的な施設管理・運営ができるものと判断されます。当該2施設の指定管理につきましても、施設の管理及び事業運営について指定管理者が展開していくことで安心したサービスの提供とより効果的な事業の実施が確保されるとともに、経費削減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 西部デイサービスとクローバーハウスに関して資料が今2つ出ているわけなんですけど、公の施設とはいえ、全く町が関与できる部分とそうでない部分があるかとは思いますが、この人件費の算定基準というのは全く社会福祉協議会独自のものなのかどうか。それから、人事に関してはやはり町は全く関与できないものなのかどうかを確認したいと思います。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

まず、1点目の小野田西部デイサービスセンターの関係からお話しさせていただきたいと思  
います。

人件費につきましては、介護保険のほうの介護サービス収入、サービスの事業を提供するこ  
とによって報酬が受けられますので、その中で人件費全て賄っております。同じように、障害  
者のほうのクローバーハウスでございますが、こちらのほうも障害者福祉サービスという国の  
事業の中で展開しておりますので、こちらのほうも障害者の給付費の中で収入が見込まれます  
ので、それで十分に人件費のほうは足りているということで、町からの指定管理は出ておりま  
せん。

それから、2点目の人事に関することでございますが、このデイサービスセンター、それか  
らクローバーハウスともにあくまでも人事権は社会福祉協議会となっておりますので、町のほ  
うでの関与はございません。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま  
す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービス  
センター他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第91号公の施設の指定管理者の  
指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）は、原案のとおり可決することに  
決定いたしました。

---

日程第10 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物  
直売施設）

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農  
林産物直売施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物直売

施設)についてご説明を申し上げます。

本議案は、加美町農林産物直売施設の指定管理者として、農事組合法人やくらい土産センターさんちゃん会を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

農事組合法人やくらい土産センターさんちゃん会は、ご承知のとおり平成6年8月にくらい土産センターを開設したときから、地元農家等によります直販施設として活動し、平成14年10月に法人化された公共的団体で、現在会員135名、会員外68名で組織しております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理・運営を行っており、安定した経営、施設の管理・運営とともに、農林産物の生産性の向上や加工品の開発など、地域農業活性化の軸として大きな存在となっております。今後もこれまでの経験と実績を生かした効率的な施設管理・運営ができるものと判断されます。本施設の指定管理につきましても、施設の管理及び事業運営について本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに経費削減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤 淳君。

○6番(伊藤 淳君) この今回の提案の直接の理由に関しては反対するものでございますが、今、町が懸案事項として抱えておられるところの観光協会との絡みで、どうしてもこの施設は非常に大きな目玉になり得るというふうに私は考えるのでありますが、その非常に目玉施設の管理・運営を効率化並びに活性化という点で、その指定管理を委ねるといってもこれは非常に結構だと思います。しかしながら、大局的に見た際に、今後この第92号だけではなくて第93号にも該当してくる問題だと思うのですが、観光協会等に対する考え方とこの指定管理を委ねるといふことの考え方の整合性というのか、もっと深い理論づけというのか、そういう点に関しましてはどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長(下山孝雄君) 商工観光課長。

○商工観光課長(日野俊児君) 商工観光課長です。

まず初めに、観光協会の関係でございますけれども、既存にありました観光協会につきましては、今解散ということで進めておまして、今後どのように進めようか、事務方で検討しておりますけれども、まず旧小野田町には観光協会がございましたが、宮崎、中新田にはなかったものですから、設立準備委員会等々を設置しまして検討をしていきたいというふうに思っ

おります。

その中で、全国いろいろな観光協会、それから観光物産協会等々を調べてみますと、その市町の公社ですね。中心的な公社のほうにその観光協会の業務といいますか、それらも委託をして公社のほうで観光協会の会員を募集して進めているという事例も多々ありますので、それらにつきましてはなるべく早く設立できるように準備委員会等を立ち上げて進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物直売施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物直売施設）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

---

日程第11 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町小野田温泉保養センター等施設としてやくらい薬師の湯、景勝館、林泉館、都邑館、コテージのほか、加美町農山村多面的機能活用施設として滝庭の関・駒庄、加美町総合交流ターミナル施設としてレストランぶな林、地ビール製造所、加美町山村ふれあい公園施設としてやくらいパークゴルフ場、ふれあい広場、加美町健康増進施設としてやくらいウォーターパーク、加美町小野田農村公園として小野田大滝農村公園、加美町小野田展示交流施設の全14施設の指定管理者として、株式会社薬業振興公社を平成26年4月1日から平成31年3月31

日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社薬業振興公社は、ご承知のとおり平成7年4月に会社を設立、以来、薬業地区の町営施設について町から業務を受託し、運営してきております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理・運営を行っており、これまで適切な施設管理・運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理・運営ができるものと判断されます。薬業交流施設等の指定管理につきましては、各施設などの管理及び事業運営について指定管理者が一体的に展開していくことで効率化と活性化が図れるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） この施設についての指定管理について、今町長から説明をいただきました。それでだと思んですが、この指定管理に当たりまして、この公募されたのか、1点。あと、さらには前にもいろいろと話が出ておるんですが、一体的ということにはなろうかと思いますが、やくらいウォーターパーク、これを分離して指定管理ということについての考えがなかったのか、まずお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 施設につきましては公募はしませんでした。非公募でございます。これにつきましては、公募して民間によります効率的な運営をしていただくということにつきましても大変重要でありますけれども、これまで管理委託を行ってきました団体の設立経緯や、それから活動実績等を考慮し、その団体に管理をしていただくというのが適切であるというような判断をしたものでございます。

また、ウォーターパークにつきましては、これにつきましては以前から指定管理者の関係で専門的な業者さんに頼んだらいいのではないかとということで現在も検討しておりますが、木質バイオマス施設が整備されまして、これにつきましては薬師の湯、それから林泉館、都邑館、そしてウォーターパークと熱源の供給が3施設に分かれておりまして、これまで結構不安定な運営をしてきたものですから、もしウォーターパークを別の指定管理者に管理運営をしていただいている最中にバイオマス施設がまた故障とかが発生しますと、その責任の割合とか、そういうのも発生してきますので、そういうことをいろいろ検討しなくてはならない。それから、

今、3公社の合併というようなことでも進んでおりますので、そういうことも整理しながら進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 一つの中にバイオマスの関係の故障ということが話していただきましたが、このバイオマスそのものに故障という言葉がまだ出てきているんですが、この辺についてのものを考えていくについてはちょっと私も何かバイオマスのほうが不具合が生じているのかという、まだ不具合を生じているのかという思いがしておるんですが、その辺についての部分的なことで指定管理が直接どうかについてはまた別な機会に質問させていただきますが、いずれにしても、課長がこれから3公社が合併に向かっているということで、次の第94号、第95号にもそれぞれの公社が出てくるわけですが、それに伴いまして公社の合併の進捗状況についてお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

統合につきましては、商工観光課長が主管課長として進めているところでございますが、まず統合するに当たっては、町民の皆さん、それからそれぞれ形態が違う形での公社ですので、株主の皆さんにも理解をしていただかなければなりません。その理解をしていただくためにはではどんなビジョンを持って統合すればどういうふうになるんだというのがなければ、その理解も得られませんし、説明もできません。そのためにまず、ではどのような形になるのかということ、3つの公社が集まってテーブルについて話をすることの資料づくりをしてまいりました。

つまり、まず協議事項としては設立組織、どのような設立でいくのか。新設で新しい会社として一つ生み出すという形もありますし、どのようなことにするのか。機構図をどうするのか。設立会社の目的、商号、商標をどうするのか。発行株式はどうするのかとか、さまざまなことがございます。経営改善に関する協議項目ですとか、効率的な経営運営をするにはどうするのかとか、さまざまなまず法的な問題からいろいろなことを話し合った上で、そうしたらこういうことが打ち出していけますねというような、まずその資料づくりにこの1年をかけてまいりましたので、これからそれらについて3公社で協議をしていくと。そして、皆様にどのような公社として新しく1つの統合した会社として、公社としてでき得るのかということ、これから協議していくということでございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 協議は進んでいると思うんですが、いずれにしましても平成31年3月31日までの指定管理期間だということで期間が定められておりますので、その統合するということの何年を目安として今進めようとしているのか、伺います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今お話をいたしましたように、項目としては多岐にわたります。それらを一つ一つ話し合っ  
てまとめていって、皆様にお示しをしていって理解をいただきたいということで、主管課、商  
工観光課ではこの議会終了後にまず一度集まるというような予定でおりますので、何とかこの  
1年かけてこれらが納得のいける形にできればなというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） 18番議員とも関連しますし、私もこれまで2回ほどこの振興公社の統合  
に向けた話はお伺いしてきたところでございます。当初、私の認識では吉田社長は統合するた  
めに就任したものと私は認識しておりました。それから大分時間も経過しておりますけれども、  
なかなか難しいところもあるのかなと思います。

ただ、よく考えますと、町のナンバー2である副町長が1つの振興公社の社長であるとい  
うことを考えると、この統合に向けた作業に携わる担当課長さんは非常にやりにくいのかなと、  
そういうふうにも私は感じます。そしてまた、きょうのこの議案、薬業振興公社の社長はもち  
ろん吉田社長でございますけれども、この指定する側、指定受ける側のナンバー2、それぞれ  
こちらの社長とこの場の議場においてこの質疑をやるわけなんですけれども、例えばこの中  
のどなたかの、この中の議員が仮に社長であれば、ここから退席していかなければこの議案には  
入れないはずですけども、条例的、法律的にもそういったことは副町長には当てはまらない  
ものだと認識しておりますが、さまざまなことを考えても、決して副町長の職務と振興公社  
の社長というのは、兼務するというのは必ずしもふさわしくないと私は思っております。

ですから、できる限り早目の措置をしていただきたいと。統合に向けて本気になって統合す  
るのか、あるいは無理であれば社長を例えばもっと経営能力、もちろん吉田社長が経営能力が  
ないと言っているわけでは全くございません。この分野にたけた人があれば、薬業振興公社の  
経営ももっともっとよくなるし、町の観光PRにもなるのかなと思いますが、その辺のご見解  
を承りたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 高橋議員には薬業でのさまざまなイベントに本当にご出席いただいた

りして、本当にありがとうございます。

おっしゃるように、考え方はいろいろあると思います。民間の経営能力のある人が経営に携わってもっともっとお客様の集客に努めてということももちろんあるかと思いますが、指定管理とかというのはそういうことが大きな目的の一つでもあろうというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように、統合するときには法的なこととかたくさんございます。そういうことを一つ一つクリアしていかなければならないということもございます。それを役所の中において机上でやっていくということももちろんできるのですが、実態を知ることも必要だということで、私はこの今いろんなことを学ばせていただいたということになるのでしょうか。実際の現場で見聞きして体験して、そしてこういうことならこういう統合があり得るといようなこともいろいろと知ることができました。それから、私がそういう役にあるから商工観光課長はやりにくいというようにお話ですが、私が見る限り商工観光課長はやりにくくなっていると私は思っています。自由奔放にやっていると思いますが、そこはとりようですので、もしかしたら嫌な思いをして担当しているかもわかりませんが、私はそういう認識ではございません。

それから、では早く統合して民間にということでございますが、早く統合してそのような形になれば私もいいと思います。ただ、ご指摘されましたように、そういう1つの公社の社長をやっている、副町長の仕事がおろそかになっているのではないかというふうなもしご指摘がございましたら、それは幾重にも反省をして、さらに精進してまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） 副町長のところを個人的に責めているわけでは全くございませんし、観光課長もやりにくいというのであればそれでいいのですけれども、また、きのうの町長の一般質問の答弁の中では、副町長が社長をやっている大変よかった面もあるというご答弁もありましたので、それは仕方がないのかなとも思いますが、ただ、私的には残念なのは、これから5年また契約延長なされるわけなんですけれども、これからの収支計画を見ましても、ほとんど変わらないと。これでは薬業を中心とする観光もこれ以上伸びないのかなと。そしてまた、そこで働いている従業員たちもなかなか夢を持つことはできないのかなと思います。そういったふうにも感じましたので、やはりトップはかわってもいいのかなということで質問した次第でございます。

決してこの薬業振興公社がこの業務にふさわしくないなどと言っていることではございませ



んし、これまでの実績、そして今現状を見れば、一番ふさわしい組織なのかなとも思いますが、どうしたら一番いいのかなということをよくよく町長、そして副町長に考えていただいて、今後のこの組織の体系というのを考えていただければと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、一番協力していただいている方のお一人だと思っております。いつも感謝しております。

ただ、社員が夢を持ってないということだったので、社員が夢を持てるようにという思いでやってきているつもりでございます。この公社20周年ということもありまして、温泉のほうですが、初めて料金をいただいてコンサートを行うということもやりました。200人のお客様に大広間に来ていただいて、こんな楽しかったことはないというふうに喜んでいただきました。入館料だけいただいて、あとは自由に無料でというようなことだったんですが、初めてお金をいただいて、そしてそのいただいた以上に喜んでいただけたというようなことも、社員にとってはすごくやりがいがあったというふうに私は言われました。本音かどうかわかりませんが、そのような感想を言っていただきました。

そして、今、来年度について取り組んでおりますのは、やはりあそこは地ビール、2004年に金賞をいただいてからもう随分そういう金賞から離れてきておりますので、ビールに力を入れたいということで、今、復興地ビールというのを進めております。これは岡山大学の麦栽培の第一人者と言われている権威のある方だそうですが、その方が国の補助事業で2年前から寒さに強い麦の育種をしてきたと。そして、成功したと。これは古川の試験場で栽培を行ってできたというものです。そして、それを醸造するのに公益性の高いビール醸造業者を探していたということで、私どものほうでコンタクトをとらせていただいて、薬業振興公社でそれをやろうということになりました。そして、さらに栃木県が私は不案内なんですが、小麦の日本一の生産地で、その試験場の方もこの方面の権威であるというその試験場の早乙女先生という方もコンタクトをとりまして、今加美町の中で麦の栽培に取り組んでおられます。そして、復興地ビールとして大々的にこれを売り出していきたいと。来年の2月にはその試験場でできたものについて、これはお披露目と、復興地ビールのお披露目というものを計画しております。そして、本格的な売り出し、復興地ビールとして売り出すのは来年の秋から冬にかけてということになりますけれども、これもいわゆる災害のあった県で行うということでの復興地ビールを薬業振興公社にお声をかけていただいたということで、夢の広がる事業ではないかなというふ

うに思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 非常に簡単な質問というか、基本で申しわけないのですが、指定管理料の中でやぐらいのコテージと林泉館ですか。ここはマイナスの指定管理料ということは、町のほうに収益としていただいているというか、いただくという意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） そのとおりです。本来であれば、収益が上がる施設でございますので、その分につきましては年度によって多少違いはございますけれども、町のほうに指定管理料として逆に支払いするという意味合いのものでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第12 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町宮崎温泉施設等として陶芸の里温泉交流センター、緑地広場、コテージ、

茅葺民家、キャンプ場、合宿所のほか、加美町山宝倉、加美町郷土文化保存伝習館、加美町宮崎緑地広場など9施設の指定管理者として、株式会社陶芸の里宮崎振興公社を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社は、ご承知のとおり、平成11年3月に会社を設立、以来、宮崎地区切込の町営施設について町から業務を受託し、運営してきております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理・運営を行っており、これまで適切な施設管理・運営を行い、その経験と実績を生かし、今後も効率的な施設管理・運営ができるものと判断されます。宮崎温泉施設等の指定管理につきましては、各施設などの管理及び事業運営について、指定管理者が一体的に展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 先ほどの議案第93号のときもお話し申し上げましたが、バイオマス導入計画ということで、この平成26年4月1日以前の契約の段階、指定管理しているときですね。バイオマス導入計画があるということで幾度もこの議場で説明をいただいております。その辺についての事業計画の進みぐあいについてまずお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

バイオマス施設につきましては、薬菜地区に最初導入したわけですが、その管理、それから運営につきまして、平成22年からですから、これまで三、四年経過しまして、やっと順調になってきた経緯がございます。バイオマス施設につきましても薬菜に導入した施設のほかにいろんな形態の施設がございますが、宮崎地区、ゆ〜らんどにつきましては、熱源といえますか、燃料費の関係につきましては年間約600万円から700万円ぐらいで推移している状況にありますので、その施設を設置するその維持管理の経費ですね。それらとその燃料費の節減効果のそれらのコスト削減効果が十分に出るかどうか。そういうことを今検討しておりますので、ちなみに薬菜の施設でございますが、ことしの4月から10月までの経緯を見ますと、やっと70%以上の節減効果が出てきております。これにつきましては、やはりウオーターパークがかなりの設備でございますので、そういう大きな施設についてバイオマス施設を設置することに

つきましては節減効果がかなり大であるというふうに思われますが、小規模の施設につきましてはどのような効果が見込まれるか、今検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 宮崎振興公社のゆ〜らんの規模については多分全国津々浦々にバイオマスを導入しているところがあると思ひますので、多分その実績があるんじゃないかという私には思ひはしております。地元での調査ということでお話でございますが、それは全国的にいろいろと実績があると思ひますので、その辺を参考にされて計画を進めてはどうかという思ひがします。といいますのは、薪の駅構想ありますよね。その辺と町の関連という事業をやはり関連していかないと、なかなか厳しい。一方は新しく進めますよと。もう継続してやっていますよということもそういうこともあると思ひますので、公社の統廃合も含めて、ごめんなさい。廃合でないんだな、統合を含めての関係についても、それらについても議題にぜひのせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 三浦又英議員おっしゃるとおり、この薪の駅構想との連動性というものも当然これは考えていく必要があると思ひています。現在、ゆ〜らんどにつきましてはチップボイラー、失礼しました。葉菜に関してはチップボイラーを設置しておりますが、チップボイラーだけではなく、この木質バイオマスには今はまきボイラーというものもかなり高品質のものが出ております。ですから、薪の駅とつないだ形で流通をさせなくてはならないわけですから、安定的な流通体制というものをとると。そして、きちっと公共施設でもゆ〜らんどのみならず、やはり今後公共施設でそういったものを活用していくというふうな方向性で進んでまいりたいというふうにお願ひしております。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 町長に前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ次年度の予算に計上していただきまして進めていただきたいという思ひをしております。町長、もう一回お願ひします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今調査中でございますので、次年度の予算に盛り込めるかどうか、ここで確約はできませんけれども、進めるという方向でまいりたいと思ひております。

○議長（下山孝雄君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第13 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第95号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第95号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場、加美町あゆの里物産館、加美町地域食品加工センターの3施設の指定管理者として、株式会社中新田地域振興公社を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社中新田地域振興公社は、ご承知のとおり、昭和63年4月に会社を設立、平成13年3月に現在の社名に変更し、以来、上記町営施設について町から業務を受託し運営をしてきております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理・運営を行っており、これまで適正な施設管理・運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理・運営ができるものと判断されます。当該3施設等の指定管理につきましては、各施設などの管理及び事業運営について指定管理者が一体的に展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 指定管理を否定するわけではないんですが、施設の利用の関係で加工センターの概要というのを見ますと、利用料金が12万6,000円と1カ月当たり1万円ちょっとぐらいなのかなど。町からの施設管理費、指定管理料が67万9,000円という状況で、それで設備も古くなってきているとかさまざま聞こえてくるんですが、この辺果たしてこのまま指定管理をしていったほうがいいのか、それとも形を変えるべきなのか、その辺どのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 中新田の振興公社が指定管理を始めるときには、3団体ほどの利用があったわけでございますけれども、今現在につきましてはほぼ1団体の利用になっているというような状況にありまして、やはり維持管理費のほうが人件費を含めると高くなるというような状況でございますので、これについてはやはり今後早急に見直しをしまして、より利用できるような施設体系にしていきたいと思っております。なお、前のようないろいろな加工等ができるような施設にするには、多大な経費等もかかりますので、その辺も念頭に置きながら今検討をしているところでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） ちょっと2カ所の施設で質問をさせていただきますけれども、パークゴルフ場の平成26年度の収入支出マイナス203万2,000円、それからあゆの里物産館の5年間がずっとマイナスですと。この辺はどう捉えればいいのか、説明をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） この公社の関係、葉菜、それから宮崎、そして中新田につきましては、この金額が確定ということではございません。それを最初にお断りしておきます。年度、年度で指定管理料を決定しております。ただ、この中で公社からの説明では、平成26年度、このパークゴルフ場につきましては、今現在400円の料金でございますが、葉菜のパークゴルフ場と合わせて値上げを検討したいというようなことで進めておりまして、これが出されたときにはとりあえず平成26年は400円でいこうというような中で計画をされておりまして、その差額分といいますか、それがマイナスになっているというような状況でございます。実際は足並みをそろえて来年多分3月ころからになると思っておりますけれども、来年のオープン時期から両方のパークゴルフ場とも500円にするということで設定しておりますので、指定管理料につ

きましては平成26年度の推移を見ながらきちんとした管理を設定したいというふうに思っております。

なお、物産館につきましては、今現在もなかなか利用客が伸びないというような状況にございまして、パークゴルフ場の収益からこの物産館のマイナス分を穴埋めしているというような状況にございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） さすが自由奔放な観光課長さんのお答えでして、わかったようでわからないんですけども、後で操作するということになるんですね。値上げの分ですね。わかりました。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） まず、課長の加工センターの人件費の積算根拠をお願いしたいと思います。というのは、あゆの里物産館にて管理というようなことでございますので、物産館の人件費とのかかわりもあるんだろうなというふうに思いますので、それをお伺いをしたいと思います。

それから、今3番の早坂忠幸議員にそのパークゴルフ場でプラス、あゆの里物産館でマイナス分を補っているということですが、やはり施設、施設の積算というものをきっちりやった形での積み上げというのが今後必要になってくるのかなという思いがいたしましたので、その辺についてもちょっとお考えをいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） まず、人件費でございますけれども、実際は加工センターには職員が常駐しているわけではございませんので、以前は加工センターとしての人件費は計上されておらなかったわけですが、物産館、それから支配人等が点検とか、あと利用のたびに鍵をあけたり、鍵を貸すときもあるようですけれども、そちらに出向いて管理状況を確認するというようなことを月数回ずつ行っておりますので、その人件費というようなことで一応見させていただいております。

あと、プラスマイナスの関係でございますが、これについては公社からの一応計画ということで出されておまして、年度、年度、平成24年度、平成25年度もでしたが、これについては収支につきましてはきちんと公社と担当課で精査しながら決めておりますので、この数字が決定ではございませんので、平成26年度につきましてもきちんとした収支の計画の中で決めさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第95号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第14 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第96号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第96号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町まちづくりセンターの指定管理者として、加美商工会を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

加美商工会は、ご承知のとおり、加美郡旧4町の商工会が平成15年10月1日に合併設立し、以来、上記町営施設について町から業務を受託しております。平成18年4月からは町の指定管理者として商店街の活性化及び情報発信等の拠点施設として管理・運営を行っており、これまで適切な施設管理・運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理・運営ができるものと判断されます。本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。



よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第96号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第97号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第97号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町農山村多面的機能活用施設のうち機織伝習館の指定管理者として、小野田はたおり保存会を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの期間指定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

機織伝習館は、かつて養蚕で栄えた小野田地区の農村における機織り技術とそれらに附随する伝統的な暮らしや文化を保存し、また、町内外から訪れた人々に伝承する目的で整備された施設であります。小野田はたおり保存会は、平成8年11月に町から上記施設の運営を受託し、平成18年4月からは町の指定管理者として管理・運営を行っております。これまで適切な施設管理・運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理・運営ができるものと判断されます。本施設の指定管理につきましても、施設の管理及び事業運営について本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるもの

と指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） ちょっと細かいことを質問するわけですが、一般的に施設の使用料というのは収入が一般的じゃないかと思うんですが、この施設については施設使用料12万円ということで支出されております。他の施設と違うということからだと思うんですが、どこに施設使用料を支払うのか、ちょっとお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

この施設使用料につきましては、指定管理料として逆に団体のほうから町に支払っていただくというものでございまして、機織伝習館につきましては年額12万円を町のほうに支払っていただいているということでございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） ちょっと今の腑に落ちないんですが、あえてなぜこの施設だけが町の指定管理を受けながら町に施設の使用料を支払わなくちゃならないということがちょっと腑に落ちないんですが、もう一度説明をいただきます。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 収支の状況もありますが、それと今代表の笠原さんにつきましては、その施設におきまして自分の仕事といたしますか、それも兼ねて行っていると。受講生、それから研修等々の指導、そのほかに自分の仕事も行っているというようなことから、多少でございまして町のほうに使用料として支払っていただいているということでございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） だとすれば、そういうことからすれば、戻りますが、議案第92号だってその土産センター・山の幸センターだって、これ実際その方々が利益を得るためにやっているんじゃないですか、これは。ですから、そういう関係で私は今たまたま個人的に使われているかどうかについてはあれですけども、その辺の整合性についてお願いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 済みません。土産センターにつきましても、施設使用料という表現ではないようですが、施設費の中に町に支払っていただいている費用を見ておりますので、

よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第97号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第16 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第98号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第98号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）についてご説明を申し上げます。

本議案は、加美町野外趣味活動施設、通称「やくらいハイツ」の指定管理者として、株式会社やくらいコーポレーションを平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をもとめるものであります。

株式会社やくらいコーポレーションは、平成5年7月に特産品の開発・販売により地域の活性化を図ることを目的に設立された会社であります。当初はイワナ、ヤマメやアユの加工販売を行っていましたが、平成7年4月から本年度まで18年にわたり、町から委託を受けやくらいハイツの管理・運営を行ってまいりました。メインのメニューでありますジングスカンはここでしか味わうことのできない独特のたれの味が特徴であり、利用客から好評を得ております。景気の低迷や観光入り込み客の減少にもかかわらず健全経営に努めており、これまで適切な施設管理・運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理・運営ができるもの

と判断されます。本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第98号公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第17 議案第99号 物品購入契約の締結について（広原小学校児童送迎用スクールバス）

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第99号物品購入契約の締結について（広原小学校児童送迎用スクールバス）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第99号物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、平成26年4月1日に加美町立上多田川小学校を加美町立広原小学校に統合することに伴い、29人乗り児童送迎用スクールバス1台を購入するもので、指名競争入札により10社を指名して11月5日に入札を行いましたところ、旭重車輛株式会社が725万9,790円で落札いたしましたので、同代表取締役浅野英治と物品購入契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、納入期限は平成26年3月15日としております。お手元に資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。